

国東市民病院医療情報システム更新業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 事業の目的

この国東市民病院医療情報システム更新業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）は、国東市民病院（以下「病院」という。）が「国東市民病院医療情報システム更新業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、医療情報システムの更新を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、透明性及び公平性を確保しながら、医療情報システム更新業務に精通し、高度で専門的な技術を有し、豊富な経験、実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 事業名

国東市民病院医療情報システム更新業務

(2) 業務履行場所

大分県国東市安岐町下原1456番地 国東市民病院

(3) 業務内容

病院が利用する医療情報システムを次のとおり導入する。

①医療情報システムの構築

業務分析、設計、開発、テスト、導入・運用準備、データ移行

②サービス導入

サービスの導入、初期設定等

③付帯作業

職員研修等

(4) システム導入期間

契約締結日の翌日から2027年3月31日まで

※システム稼働日は別途協議の上決定するため、注意すること。

(5) 事業費限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

①医療情報システム導入費用：600百万円以内

ハード・ウェア、パッケージシステム、システム構築、セットアップ、端末展開費

②データ移行費用：100百万円以内

③保守料：55百万円以内（年額）

※上記3項目は採点に関わる項目となるため、金額には十分注意すること。

3 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

医療情報システムの選定は、価格のみならず、機能性、保守性、運用性を総合的に評価し、病院にとって最も適したシステムを選定するため、国東市プロポーザル方式又はコンペ方式による契約手続きに関する実施要綱（平成21年10月26日国東市告示第86号。以下「要綱」という。）に基づき、一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

4 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順（詳細は、参加手に掲載）

(1) 仕様書等の公告

2026年4月 3日（金）

(2) 参加表明書等質問書受付期限	2026年4月 7日 (火)
(3) 参加表明書等質問書回答期限	2026年4月10日 (金)
(4) 参加表明書等提出期限	2026年4月17日 (金)
(5) 参加資格結果通知	2026年4月21日 (火)
(6) 業務提案書等質問書受付期限	2026年4月22日 (水)
(7) 業務提案書等質問書回答期限	2026年4月30日 (木)
(8) 業務提案書等提出期限	2026年5月 7日 (木)
(9) 1次審査(書類審査)	2026年5月11日 (月)
(10) 1次審査結果通知	2026年5月13日 (水)
(11) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	2026年5月下旬
(12) 2次審査結果通知	2026年6月上旬
(13) 契約締結	2026年6月下旬

5 プロポーザル方式等の種別(指名型又は公募型の別)

公募型

6 公募条件、公募期間、実施要領等の配布、事務局

- (1) 公募方法 国東市民病院ホームページにおいて公募する。
また、参加者は1者1提案とする。
- (2) 公募期間 2026年4月9日(木)～2026年4月17日(金)まで
- (3) 実施要領及び提案書等の様式の配布場所
国東市民病院ホームページ (<https://www.kunisaki-hp.jp/>)
※セキュリティの関係上公開できない資料は個別にメール等で送付
- (4) 事務局 国東市民病院 総務経営課
国東市安岐町下原1456番地
メールアドレス soumu-kikaku@kunisaki-hp.jp

7 参加資格

- (1) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書(様式第1号)の提出時点において満たしておくこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人及びその代表者が、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(国東市暴力団排除条例第17号)に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去に日本国内において200床以上の一般病床を有し、介護業務及び歯科診療を行う病院の電子カルテを核とした、システムの更新業務を履行した実績(協力会社含む)を有し、現在も稼働中であること。
- (7) 国又は地方公共団体から指名停止措置などの行政処分がなされていないこと。

8 参加手続

(1) 参加表明書等質問書の受付

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書(様式2号)を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

2026年4月3日(金)～2026年4月7日(火)まで
(午前8時30分から午後5時)

○提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

○回答方法

2026年4月10日(金)までに国東市民病院ホームページへ掲載する。
ただし、プロポーザルの参加資格関係の質問は、各質問者に対して個別に回答する。

(2) 参加表明書等の受付

以下の参加表明書関連書類を提出すること。

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要調書(様式第3号)
- ・業務実績書(様式第4号)
- ・法人・商業登記現在事項全部証明書
- ・納税証明書
- ・共同企業体の設置に関する協定書(共同体のみ)

○受付期間

2026年4月3日(金)～2026年4月17日(金)まで(土・日・祝日を除く。)
午前8時30分～午後5時まで

○提出方法

事務局へ持参により提出すること。

○提出部数

各1部提出すること。

(3) 参加資格結果の通知

参加資格結果は、2026年4月21日(火)に参加表明書を提出した者すべてに対して、電子メールにて通知する。また、合格者に対しては文書でも通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 業務提案書等質問書の受付

業務提案書等に関して質問がある者は、業務提案書等に関する質問書(様式第5号)を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

2026年4月3日(金)～2026年4月22日(水)(土・日を除く。)
午前8時30分～午後5時まで

○提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

○回答方法

2026年4月30日(木)までに、参加資格決定通知書の交付を受けた者すべてに対して

電子メールにて回答をする。また、国東市民病院ホームページへ掲載する。

(5) 業務提案書等の受付

業務提案書等は、次のとおり提出すること。詳細は「国東市民病院 医療情報システム 基本仕様書」に従うこと。

- ①医療情報システム導入に関する提案書
- ②要件回答書
- ③見積書
- ④見積内訳書（任意様式）

人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。

⑤システム構築経費総括表（様式第6号）

2026年度から2032年度末までの概ね7年間の経費見積を記入すること。

⑥プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第7号）

⑦次期システム移行時のデータ排出費概算（任意様式）

○受付期間

2026年4月27日（月）～2026年5月7日（木）まで（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時まで

○提出方法

事務局へ持参により提出すること。

○提出部数

業務提案書は、紙媒体で10部、電子媒体（CD-R または DVD-R とし、Office で参照可能な形式または PDF）で1部提出とする。

(6) 1次審査結果の通知

1次審査は、別添「医療情報システム更新業務公募型プロポーザル審査評価表」に基づいて審査し、審査結果は、2026年5月13日（水）に1次審査参加者すべてに対して、電子メールにて通知する。また、合格者に対しては文書でも通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(7) 2次審査の実施（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

プレゼンテーション及びヒアリング審査については、1次審査の合格者に対し実施し、詳細は、別途通知する。また、提案者が1者となった場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。

○実施日（予定）

2026年5月下旬

（プレゼンテーション：1者30分程度）

（ヒアリング：1者20分程度）

詳細は2026年5月中旬に 電子メールにて通知する

○実施場所

国東市民病院 2階 中会議室

○出席者

今回の事業に携わる者のみ5名以内とし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧に記載されている者以外の参加は認めない。

○利用できる機材

プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

○プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、事務局により決定し、別途通知する。

○その他

プレゼンテーションは、提出した資料のみを用いて行い、資料の追加・追記は一切受け付けない。

(8) 2次審査結果の通知

2次審査は、別添「医療情報システム更新業務公募型プロポーザル審査評価表」に基づき審査し、審査結果は、2026年6月上旬頃に2次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者1者に対しては、文書でも通知し、国東市民病院ホームページにて公表する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

9 審査方法

(1) 国東市民病院医療情報システム更新業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置

優先交渉権者等の審査及び選定は、適正かつ公平に行うため、国東市民病院医療情報システム更新業務審査委員会要綱に基づき国東市民病院医療情報システム更新業務審査委員会にて行う。

(2) 優先交渉権者の選定

本業務の受託者選定に当たっては、審査委員会にて別添「医療情報システム更新業務公募型プロポーザル審査評価表」に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施して、最も優れた業務提案を行った者を最優秀者として選定する。

(3) 1次審査（書類審査）

事務局が参加者から提出された書類（参加表明書等）を採点する。また、事務局が採点結果を審査し、2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象者を選定する

(4) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会により、業務提案の全体事項（独創性、実現可能性、病院への貢献度、論理性・課題理解度）の他、個別事項等について評価する。また、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者として1者を選定する。

10 契約の締結

(1) 契約の締結

最優秀者に選定された者と随意契約を締結する。

(2) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て業務受託事業者の負担とする。

(3) 更新業務における費用の支払方法

契約の形態は、サービス利用に向けた初期準備及び端末のハード・ウェアについては請求の翌月末支払いとし、保守委託料については月毎の利用契約とする予定である。

11 参加申込者の失格

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 審査委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

- (4) 本要領の規定に違反すると病院事業管理者が認める場合
- (5) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ②様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

1 2 参加表明申込等に要する経費

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

1 3 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は、病院に請求できない。

1 4 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

なお、業務提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

1 5 その他

- (1) 業務提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 病院は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 病院は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。
- (5) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (6) 参加者に対する説明会は実施しない。
- (7) プロポーザル方式による事業者の公募における業務提案の内容は、事業者を選定するために提出を求めるものであり、業務の契約及び実施過程において協議等により変更することがある。
- (8) 本業務で納入されたシステムは、納入後1年間の瑕疵担保期間を設ける。
- (9) 本業務の受託者は、病院のセキュリティーポリシーを遵守すること。